**令和７年度ナノテラス利用料減免申込書（教育利用）**

　　年　　月　　日

一般財団法人光科学イノベーションセンター理事長　殿

（仙台市／宮城県経由）

学校名：

住　所：

代表者氏名：

　３GeV高輝度放射光施設ナノテラスの利用にあたり、利用料の減免を受けたいので、申込書を提出します。また、利用料の減免にあたり必要な情報について、関係者間で共有することについて承諾します。

１　対象要件（要件に該当しているか確認の上、全てにチェックをつけてください。）

　　□NanoTerasuシェアリング2000の利用申請を行っている

　　□教育機関※1において、教育目的※2で測定を実施するものである

　※１　裏面参照

　※２　すべての教科において、各科目と関連する内容の測定を行うために利用する場合

２　利用情報

予約番号：

　　利用日：　　　年　　　月　　　日

　　利用BL：

　　実験責任者番号（ID16桁） ：

　　利用時間　　　　　 ：　　　時間

　　減免申込の回数　　 ：　　　回目

３　ナノテラスを利用した教育活動の実施概要

　　□別添のとおり

　　　（※実施要項など、教育目的で測定を実施することが確認できる資料を添付してください）

|  |  |
| --- | --- |
| 仙台市確認欄 | 宮城県確認欄 |
|  |  |

◆ナノテラス利用料減免について

１　本事業は、一般財団法人光科学イノベーションセンター（以下「PhoSIC」という。）が宮城県から補助金の交付を受けて実施するものです。ナノテラスの利用日が確定した後（予約確定後）、仙台市の窓口に提出することで、ナノテラス利用後、PhoSICからナノテラスの利用料金を請求する際に、利用料の減免を受けることができます。

２　減免を受けられるのは、令和７年４月から令和８年２月までにナノテラスを利用した場合に限ります。

３　利用料の減免は予算の範囲内において実施されます。予算上限に達した場合は、申込書の受付を停止させていただきます。

◆ナノテラス利用料の減免額について

１　測定内容に応じて次のいずれかの額を減免します。

　（１）通常測定の範囲内で実施する場合

　　１時間あたり　３６，２００円

　（２）代行測定が必要となる場合

　　　１時間あたり１０６，２００円

◆本申込書の提出によりナノテラス利用料の減免を受けられる教育機関について

１　次に掲げる教育機関が教育目的（すべての教科において、各科目と関連する内容の測定を行うために利用する場合）でナノテラスを利用した測定を行う場合に、減免対象となります。

　（１）学校教育法第1条及び第50条に基づく後期中等教育機関（高校）

　（２）学校教育法第1条及び第63条に基づく中等教育学校（中高一貫校）

　　　※後期3年の課程が対象となります

（３）学校教育法第1条及び第115条に基づく高等教育機関（高等専門学校）

（申込書の提出先）

　仙台市　経済局　イノベーション推進部　産業集積推進課

　住　所：〒980-0803　仙台市青葉区国分町3-6-1　仙台パークビル9階

　電　話：022-214-3154

　メール：kei008070@city.sendai.jp

(事業に係る問い合わせ)　※請求書に記載されている内容除く。

宮城県　経済商工観光部　新産業振興課

電　話：022-211-2721

メール：shinsanr@pref.miyagi.lg.jp